

奈良保育学院学則

第1章 総則

第1条 (目的)

本学院は児童福祉法施行令に規定する保育士、並びに学校教育法に規定する幼稚園教員を養成することを目的とする。

第2条 (名称)

本学院を奈良保育学院と称する。

第3条 (位置)

本学院の位置を、奈良県奈良市三条宮前町3番6号に置く。

第4条 (学校評価)

本学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及びその他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本学院は、自己評価結果を踏まえ、本学院の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育研究活動等に活用するとともに公表するものとする。
3. 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程及び学科

第5条 (課程及び学科)

本学院に教育保育専門課程保育科を置く。

第3章 学生定員

第6条 (学生定員)

学生定員は次のとおりとする。

保育科 入学定員 50名 総定員 100名

第4章 修業年限、総授業時数、学年、学期、授業日数及び休業日

第7条 (修業年限及び総授業時数)

本学院の修業年限は2年とする。ただし、在学年数は4年をこえてはならない。

2. 総授業時数は1700時間以上とする。

第8条 (学年及び学期)

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学期は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。
3. 学院長が必要と認めたときには、前項の規定にかかわらず、当該学期以外に授業を行うことがある。

第9条 (授業日数)

1 学年度の授業日数は、35週以上にわたることを原則とする。

第10条 (休業日)

休業日を次のように定める。ただし、四号以下各号の期間は毎年度教育行事により変更することがある。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 創立記念日 10月23日
- 四 春期休業 3月21日から3月31日まで
- 五 夏期休業 7月21日から8月20日まで
- 六 冬期休業 12月21日から1月7日まで

2. 学院長が必要と認めたときには、前項の規定にかかわらず、休業日に授業または実習を行うことがある。

(令和4年度入学生に適用)

3. 学院長は臨時休業日を定めることができる。

第5章 教育課程、授業、単位、履修方法及び課程修了認定

第11条 (教育課程)

教科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

2. 特別必要がある場合は、前項に規定する教科目以外の教科目を増設することができる。
3. 年次によっては、開講しない科目がある。
4. 教科目の名称は変更することができる。
5. 各教科目を2年間に配当して教育課程を編成する。

第12条 (授業の方法)

授業は講義、演習、実験(実技)のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

2. 授業は、原則として8時50分から16時00分の時間帯に行う。

第13条 (単位の計算方法)

教科目の授業時数を単位数に換算する場合には、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める授業時数をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める授業時数をもって1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修などを考慮して、単位数を定めることができる。

第14条 (単位の授与)

各教科目の履修を修了した者には、試験(論文を含む)の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価して認定の上、単位を与える。

2. 各教科目の評価は、秀(100~95点)、優(94~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59~0点)で表示する。
3. 秀、優、良、可は合格とし、単位を与える。不可は不合格とし、単位を与えない。

第15条 (履修方法)

本学院が指定する教科目及び単位を修得しなければならない。

2. 教養科目については8単位以上修得しなければならない(別表1補足1参照)。
3. 保育士資格を得るために、児童福祉法施行規則に規定する教科目及び単位を修得しなければならない(別表1補足2参照)。
4. 幼稚園教諭2種免許状授与の所要資格を得るために、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科目及び単位を修得しなければならない(別表1補足3参照)。

第16条 (課程修了の認定)

課程修了の認定は、原則として試験によるものとする。試験は筆記・口頭・実技・レポート・作品提出等により行う。

2. 当該開講科目における同一科目の出席時数が授業時数の3分の2を満たさない者は受験資格がない。
3. その他、試験に関する細則は別に定める。

第6章 職員組織及び教員会

第17条 (職員組織)

本学院に次の職員を置く。

- 一 学院長 1名
 - 二 教員 6名
 - 三 講師 若干名
 - 四 事務職員 若干名
 - 五 用務員 1名
2. 学院長は校務を掌握し、所属職員を統率する。
 3. 教員は学生の教育を掌る。
 4. 事務職員は学院長の命を受けて、事務を処理する。

5. 用務員は学院長の命を受けて、用務に従事する。

第18条 (教員会)

学院長、教員をもって教員会を組織する。

2. 教員会は、学院長が議長となって、次の事項について協議する。

- 一 学生の教育、補導に関する事項
- 二 学術の研究並びに向上に関する事項
- 三 教育上必要な施設、設備に関する事項
- 四 学習の評価及び学生の進退に関する事項
- 五 その他必要と認める事項

第7章 入学及び卒業

第19条 (入学の時期)

入学の時期は毎年4月とする。

第20条 (入学資格)

入学を願い出ることができる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三 学校教育法施行規則第150条の定めるところにより高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第21条 (入学志願の手続き)

入学を願い出る者は、所定の入学願書に必要な事項を記入し、前条の各号の1に該当することを証明する書類及びその成績証明書に、写真、並びに入学考査料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

第22条 (入学者の選考)

入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

第23条 (入学の許可)

入学は、入学を願い出た者につき、学力、人物及び身体について選考の上、許可する。

第24条 (入学の手続き)

入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学手続きをしなければならない。

第25条 (卒業の認定)

本学院に2年以上在学し、第13条の単位の計算方法に基づき1700時間以上を受講し、かつ第15条の履修方法に基づき62単位以上修得した者には、卒業資格判定会議を経て学院長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2. 本学院を卒業した者は専門士（教育保育専門課程）と称することを認める。

第8章 退学、転学、転入学、休学、復学及び除籍

第26条 (退学)

退学をしようとする者は、その理由を記入して、保証人連署の上、学院長に願い出なければならない。

第27条 (転学)

本学院の学生で、他の学校へ転学しようとする者は、学院長の許可を受けなければならない。

第28条 (転入学)

他の学校の学生が、本学院に転入学しようとする場合は、当該学校で修得した単位が本学院の担当学年で修得することを要する単位と同等以上と認められる場合に限り、選考の上、許可することができる。

第29条 (休学)

病気その他の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学院長の許可を得て、休学することができる。

2. 休学の期間は在学年数に算入しない。

3. 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由がある者には1年以内に限りその期間を延長することができる。

(令和4年度入学生に適用)

第30条 (復学)

休学の期間中に、休学の理由がなくなったときは、学院長の許可を得て、復学することができる。

第31条 (除籍)

次の一に該当する者は、除籍する。

- 一 定められた在学年限を超えた者
- 二 定められた休学期間を超えた者
- 三 長期にわたり行方不明の者または死亡した者
- 四 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付をしない者

第9章 授業料、入学料、その他の費用

第32条 (授業料等の金額)

授業料、入学料、入学考査料は別表2のとおりとする。

第33条 (授業料等の納入)

前条に規定する授業料等は、それぞれ定められた期日までに納入しなければならない。

2. 授業料は前期と後期の2期に分けて納める。
3. 入学料を納めない者は入学許可を取り消す。

第34条 (授業料等の返還)

一度納めた授業料等は、どのような場合でも返還しない。

第35条 (休学期間中の授業料)

休学期間中は、授業料を徴収しない。

第36条 (退学等の場合の授業料の徴収)

退学又は転学をしようとする者については、退学又は転学をしようとする日の属する期の授業料等は徴収する。

第10章 賞罰

第37条 (表彰)

学生が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めるときは、教員会にはかつて学院長が表彰することがある。

第38条 (懲戒)

学生が学校の秩序を乱し、学則その他の規則に反し、又は学生の本分にもとる行為を行ったときは、学院長がその軽重に従い懲戒する。

2. 懲戒の種類は戒告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行うことができる
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - 四 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 寄宿舎及び厚生補導施設

第39条 (寄宿舎)

本学院に寄宿舎、白百合寮を付設する。

2. 寄宿舎に関する規定は別に定める。

第40条 (厚生補導施設)

本学院に厚生補導のために、保健室、学生相談室、食堂を置く。

第12章 図書館

第41条 (図書館)

本学院に図書館を置く。

2. 図書館についての規定は別に定める。

第13章 科目等履修生

第42条 (科目等履修生)

本学院の学生以外の者で、1または複数の教科目の履修を願ひ出る者(以下「科目等履修生」という)があるときには、学生の学習を妨げない限り、選考の上、許可することがある。

2. 科目等履修生についての規定は、別に定める。

付則

1. この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
2. この学則は、昭和57年4月1日から一部改正施行する。
3. この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。
4. この学則は、昭和60年4月1日から一部改正施行する。
5. この学則は、平成2年4月1日から一部改正施行する。
6. この学則は、平成4年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成4年4月1日に入学した者から適用し、平成4年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
7. この学則は、平成7年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成7年4月1日に入学した者から適用する。但し第13条(履修方法)及び第21条(卒業)は、平成6年4月1日に入学した者から適用する。
8. この学則は、平成8年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成7年4月1日に入学した者から適用する。
9. この学則は、平成12年4月1日から一部改正施行する。
10. この学則は、平成14年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成14年4月1日に入学した者から適用し、平成14年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
11. この学則は、平成20年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成20年4月1日に入学した者から適用し、平成20年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
12. この学則は、平成22年4月1日から一部改正施行する。
13. この学則は、平成23年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則による改正後の別表1・別表1補足1・別表1補足2及び別表1補足3の規定は、平成23年4月1日に入学した者から適用し、平成23年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
14. この学則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。
15. この学則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成27年4月1日に入学した者から適用し、平成27年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
16. この学則は、平成28年4月1日から一部改正施行する。
17. この学則は、平成30年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成30年4月1日に入学した者から適用し、平成30年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
18. この学則は、平成31年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則は、平成31年4月1日に入学した者から適用し、平成31年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。
19. この学則は令和2年4月1日から一部改正施行する。
20. この学則は令和4年4月1日から一部改正施行する。
 - 一 この学則による改正後の別表1・別表1補足1・別表1補足2及び別表1補足3の規定は、令和4年4月1日に入学した者から適用し、令和4年3月31日以前に入学した者については、なお従前の学則による。

(令和4年度入学生に適用)

別表1

区分	開設科目名	講義・演習・実習の別	単位数	時間数	区分	開設科目名	講義・演習・実習の別	単位数	時間数
教養科目	倫理学	講義	2	30	専門科目	障がい児保育・特別支援教育	演習	2	30
	音楽	演習	1	30		子どもの保健	講義	2	30
	歴史	講義	2	30		子どもの健康と安全	演習	1	15
	日本国憲法	講義	2	30		子どもの食と栄養	演習	2	30
	社会学	講義	2	30		子ども家庭支援論	講義	2	30
	生物学	講義	2	30		保育カリキュラム論	講義	2	30
	情報処理法	演習	2	60		保育内容総論	演習	1	30
	生活科学	講義	2	30		健康（保育内容の指導法）	演習	1	15
	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30		人間関係（保育内容の指導法）	演習	1	15
	英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30		環境（保育内容の指導法）	演習	1	15
	体育Ⅰ	講義	1	15		言葉（保育内容の指導法）	演習	1	15
	体育Ⅱ	実技	1	30		表現Ⅰ音楽（保育内容）	演習	1	30
専門科目	子どもと音楽表現Ⅰ	演習	1	15		表現Ⅱリズム（保育内容）	演習	1	30
	子どもと音楽表現Ⅱ	演習	1	15		表現Ⅲ造形（保育内容の指導法）	演習	1	15
	子どもと器楽Ⅰ	演習	1	15		表現Ⅳ総合（保育内容）A	演習	1	30
	子どもと器楽Ⅱ	演習	1	15		表現Ⅳ総合（保育内容）B	演習	1	30
	子どもと器楽Ⅲ	演習	1	15		表現Ⅴリトミック	演習	1	30
	子どもと器楽Ⅳ	演習	1	15		乳児保育Ⅰ	講義	2	30
	子どもと造形表現Ⅰ	演習	1	15		乳児保育Ⅱ	演習	1	15
	子どもと造形表現Ⅱ	演習	1	15		社会的養護Ⅱ	演習	1	15
	絵画製作	演習	1	15		子育て支援	演習	1	15
	子どもと健康	演習	1	15		保育方法及び技術	講義	2	30
	子どもと運動	演習	1	15		児童文化指導法	講義	2	30
	子どもと人間関係	演習	1	15		養護教育研究	演習	2	60
	子どもと環境	演習	1	15		教育相談の理論と方法	演習	1	15
	子どもと言葉	演習	1	15		人権	演習	1	30
	保育職概論	講義	2	30		高齢化社会	演習	1	30
	保育原理	講義	2	30		保育・教職実践演習（幼）	演習	2	30
	教育原理	講義	2	30		教育実習Ⅰ	実習	1	45
	子ども家庭福祉	講義	2	30		教育実習Ⅱ	実習	4	160
	社会福祉	講義	2	30		保育所実習	実習	2	80
	社会的養護Ⅰ	講義	2	30		施設実習	実習	2	80
	社会的養護Ⅲ	講義	2	30		保育実習指導Ⅰ	演習	2	60
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30		保育実習Ⅲ	実習	2	80
	教育心理学	講義	2	30	保育実習指導Ⅲ	演習	1	30	
	保育の心理学Ⅰ	講義	2	30	保育基礎ゼミ	演習	1	30	
	幼児理解	演習	1	15	保育専門ゼミ	演習	1	30	
	保育の心理学Ⅲ	演習	1	30	学びとキャリア	演習	1	30	
						総計		110	2275

履修方法は補足参照

別表1 補足1

教養科目の履修方法に関する細則

第1条 教養科目の履修方法は、この細則によるものとする。

第2条 保育士資格の取得にあたっては、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づき、8単位以上（体育Ⅰと体育Ⅱを含む）を履修しなければならない。

第3条 幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする場合は、教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき、日本国憲法、情報処理法、英語コミュニケーションⅠ、英語コミュニケーションⅡ、体育Ⅰ、体育Ⅱを履修しなければならない。

資料（学則別表1：再掲）

区分	開設科目名	講義・演習・実習の別	単位数	時間数
教養科目	倫理学	講義	2	30
	音楽	演習	1	30
	歴史	講義	2	30
	日本国憲法	講義	2	30
	社会学	講義	2	30
	生物学	講義	2	30
	情報処理法	演習	2	60
	生活科学	講義	2	30
	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30
	英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30
	体育Ⅰ	講義	1	15
	体育Ⅱ	実技	1	30

(令和4年度入学生に適用)

別表1 補足2

保育士資格取得に関する細則

第1条 保育士資格取得に関する履修方法は、学則第25条に示す卒業の要件を満たすことに加えて、この細則によるものとする。

第2条 教養科目については、別表1補足1第2条に基づくものとする。

第3条 専門科目については、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づき、付表Aにあげる全ての教科目と、付表Bにあげる教科目(系列)のうち保育実習で3単位、それ以外の教科目(系列)で6単位以上を履修するものとする。

付表A 必修科目

系列	教科目(単位数)	開設科目名	講義・演習・実習の別	単位数	時間数	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理(2)	保育原理	講義	2	30	
	教育原理(2)	教育原理	講義	2	30	
	子ども家庭福祉(2)	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	社会福祉(2)	社会福祉	講義	2	30	
	子ども家庭支援論(2)	子ども家庭支援論	講義	2	30	
	社会的養護Ⅰ(2)	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目	保育者論(2)	保育職概論	講義	2	30	
	保育の心理学(2)	保育の心理学Ⅰ	講義	2	30	
	子ども家庭支援の心理学(2)	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
	子どもの理解と援助(1)	幼児理解	演習	1	15	
	子どもの保健(2)	子どもの保健	講義	2	30	
保育の内容・方法に関する科目	子どもの食と栄養(2)	子どもの食と栄養	演習	2	30	
	保育の計画と評価(2)	保育カリキュラム論	講義	2	30	
	保育内容総論(1)	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習(5)	健康(保育内容の指導法)	健康(保育内容の指導法)	演習	1	15
		人間関係(保育内容の指導法)	人間関係(保育内容の指導法)	演習	1	15
		環境(保育内容の指導法)	環境(保育内容の指導法)	演習	1	15
		言葉(保育内容の指導法)	言葉(保育内容の指導法)	演習	1	15
		表現Ⅲ造形(保育内容の指導法)	表現Ⅲ造形(保育内容の指導法)	演習	1	15
	保育内容の理解と方法(4)	子どもと音楽表現Ⅰ	子どもと音楽表現Ⅰ	演習	1	15
		子どもと器楽Ⅰ	子どもと器楽Ⅰ	演習	1	15
		子どもと造形表現Ⅰ	子どもと造形表現Ⅰ	演習	1	15
		子どもと健康	子どもと健康	演習	1	15
		表現Ⅳ総合(保育内容)A	表現Ⅳ総合(保育内容)A	演習	1	30
	表現Ⅳ総合(保育内容)B	表現Ⅳ総合(保育内容)B	演習	1	30	
	乳児保育Ⅰ(2)	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	
乳児保育Ⅱ(1)	乳児保育Ⅱ	演習	1	15		
子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1	15		
障害児保育(2)	障がい児保育・特別支援教育	演習	2	30		
社会的養護Ⅱ(1)	社会的養護Ⅱ	演習	1	15		
子育て支援(1)	子育て支援	演習	1	15		
保育実習	保育実習Ⅰ(4)	保育所実習	実習	2	80	
		施設実習	実習	2	80	
	保育実習指導Ⅰ(2)	保育実習指導Ⅰ	演習	2	60	
総合演習	保育実践演習(2)	保育・教職実践演習(幼)	演習	2	30	

付表B 選択必修科目

系列	教科目 (単位数)	開設科目名	講義・演習・実習の別	単位数	時間数
	保育の本質・目的に関する科目	社会的養護Ⅲ	講義	2	30
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅲ	演習	1	30
		教育相談の理論と方法	演習	1	15
	保育の内容・方法に関する科目	絵画製作	演習	1	15
		保育方法及び技術	講義	2	30
		子どもと器楽Ⅱ	演習	1	15
		子どもと器楽Ⅲ	演習	1	15
		子どもと器楽Ⅳ	演習	1	15
		子どもと音楽表現Ⅱ	演習	1	15
		子どもと造形表現Ⅱ	演習	1	15
		子どもと運動	演習	1	15
		子どもと人間関係	演習	1	15
		子どもと環境	演習	1	15
		子どもと言葉	演習	1	15
		表現Ⅰ音楽(保育内容)	演習	1	30
		表現Ⅱリズム(保育内容)	演習	1	30
保育実習		保育実習Ⅲ(2)	保育実習Ⅲ	実習	2
	保育実習指導Ⅲ(1)	保育実習指導Ⅲ	演習	1	30

(令和4年度入学生に適用)

別表1 補足3

幼稚園教諭2種免許状申請資格取得に関する細則

第1条 幼稚園教諭2種免許状申請資格取得に関する履修方法は、学則第25条に示す卒業の要件を満たすことに加えて、この細則によるものとする。

第2条 基礎科目については、別表1補足1第3条に基づくものとする。

第3条 専門科目については、教育職員免許法施行規則に基づき、「領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項）」については6単位以上、「領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」・「教育の基礎的理解に関する科目」・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」・「教育実践に関する科目）」については27単位以上を履修するものとする。

第4条 「領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項）」については、付表Cにあげる科目の中から、必修科目を含めて6単位以上を履修するものとする。

第5条 「領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）」・「教育の基礎的理解に関する科目」・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」・「教育実践に関する科目）」については、付表Cにあげる科目の中から必修科目を含めて27単位以上を履修するものとする。

付表C

科目区分		授業科目	単位数		二種免 最低修 得単 位数	時間数	授業形式	担当形態	履修 方法 等	備 考	
			必修	選択							
領域に関する専門的事項	健康	子どもと健康	1		12	15	演習	単独			
	人間関係	子どもと人間関係	1			15	演習	単独			
	環境	子どもと環境	1			15	演習	単独			
	言葉	子どもと言葉	1			15	演習	単独			
	表現		子どもと音楽表現Ⅰ	1			15	演習	単独		
			子どもと音楽表現Ⅱ			1	15	演習	単独		
			子どもと造形表現Ⅰ	1			15	演習	単独		
			子どもと造形表現Ⅱ			1	15	演習	単独		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	健康（保育内容の指導法）	1			15	演習	単独			
		人間関係（保育内容の指導法）	1			15	演習	単独			
		環境（保育内容の指導法）	1			15	演習	単独			
		言葉（保育内容の指導法）	1			15	演習	単独			
		表現Ⅰ音楽（保育内容）		1	30	演習	単独				
		表現Ⅱリズム（保育内容）	1		30	演習	単独				
		表現Ⅲ造形（保育内容の指導法）	1		15	演習	単独				
		表現Ⅳ総合（保育内容）B		1	30	演習	単独				
教育の基礎的理解	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		6	30	講義	単独		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含む。	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	保育職概論	2			30	講義	単独			

(令和4年度入学生に適用)

に 関 す る 科 目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）									
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		4	30	講義	単独		
		保育の心理学 I		2		30	講義	単独		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	障がい児保育・特別支援教育	2			30	演習	単独		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育カリキュラム論	2			30	講義	単独		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育方法及び技術	2		4	30	講義	単独		
	幼児理解の理論および方法	幼児理解	1			15	演習	単独		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理解と方法	1			15	演習	単独		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習 I	1		7	45	実習	単独		
		教育実習 II	4			160	実習	単独		
	教職実践演習	保育・教職実践演習（幼）	2			30	演習	オムニバス		

(令和4年度入学生に適用)

別表2 授業料等の金額

区 別	金 額
入学金 (入学時)	100,000円
授業料 (年額)	480,000円
入学検定料	20,000円
施設設備資金 (入学時)	100,000円
教育充実費 (年額)	186,000円
実習費 (年額)	42,000円

※その他、学園後援会費、三友会費、同窓会費、諸経費等。